

業務指示書

ホンジュラス国健康監視中央検査室整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年10月7日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年10月13日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の科目については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査に参加したコンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：病院/検査室建設案件のBD, OD, DD, SV

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/建築計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：病院/検査室建設案件のBD, OD, DD, SV
- 2) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 検査室設計】

- 1) 類似業務の経験：病院/検査室建設案件のBD, OD, DD, SV
- 2) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画】

- 1) 類似業務の経験：病院/検査室建設案件のBD, OD, DD
- 2) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年10月16日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)
- (○) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、中南米地域における 25% とします。
 なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第 2、第 3 で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
 現地再委託
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中 1 人当たり月額 35 ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
 航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX 運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知 (PR) 第 9-27004 号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
 なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知 (PR) 第 9-27004 号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(HNL

1 = 5.722

円, US\$1 = 121.81

第 8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に 1 名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
 なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に 1 名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/建築計画
検査室設計
機材計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.70 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年10月30日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ホンジュラス国健康監視中央検査室整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/建築計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 検査室設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 機材計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	9.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 要請の背景・経緯

ホンジュラスにおける2013年の乳幼児死亡率は22（出生千対、中米カリブ地域平均15）、妊産婦死亡率は120（出生10万対、同地域平均68）と依然域内平均と比較し高い値である。非感染性疾患（死因の61%を構成）に加え、HIV/エイズ（2012年死因第4位）、結核（2013年有病率74、人口10万対）、マラリアやリーシュマニア症、シャーガス病等の顧みられない熱帯病の問題も深刻であり、非感染性・感染症を問わず迅速かつ的確な診断と治療が求められている。

中央検査室は、159の検査室から構成される全国検査ネットワークのトップレファラン斯拉ボとして、感染症等のサーベイランスの実施、全国からのレファランス検査の実施、下部検査室に対する監督・技術指導、基準の制定、品質管理、人材育成等を行っている。1964年にテグシガルパ市モラサン地区のアロンソ・スワソ保健センターの3階に設立され、10の検査部門（結核、マラリア、性感染症、細菌、HIV/エイズ、ウイルス、寄生虫、シャーガス病/リーシュマニア病、細胞、研修用）から構成されている。しかし、スペースの不足より、現行の検査室は機能が分散され、現在10部門のうち7部門がアロンソ・スワソ保健センターで、1部門（細胞学検査室）が大学病院の7階で、2部門（HIV及びウイルス学）が建設予定地で稼働している状況であり、迅速かつ効率的な検査の実施に支障を来している。また、これら施設は国際的なバイオセーフティ基準を遵守しておらず、病原菌の適切な封じ込めができていないことから、検査技師や周辺住民へのリスクが存在している。WHO憲章第21条に基づく国際保健規則IHR（International Health Regulation）のコアキャパシティ達成のためにも、安全かつ効率的に機能できる中央検査室の整備は急務であり、また、ホンジュラスの国家ビジョン2010-2038及び国家計画2010-2022では、IHRを遵守する保健監視システムの強化を目標として掲げている。このような背景の下、国民の大半が頼る公的医療サービス網における検査・診断体制の強化を実現するため、我が国に対し、国際基準に遵守した中央検査室（バイオセーフティレベル2（BSL-2））の建設に係る支援を要請した。

本調査は、要請内容の必要性、妥当性を確認の上、無償資金協力案件として適切な事業計画を策定し、概略設計を行い、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

2. プロジェクト概要

- (1) 事業の目的：本事業は、テグシガルパ市において、ホンジュラスのトップレファラン斯拉ボである中央検査室の施設建設・機材整備を実施することにより、国際基準に遵守した安全な検査環境を整備し、もって同国の検査・診断・サーベイランス体制の強化に寄与する。
- (2) 期待される成果：国際的なバイオセーフティ基準を遵守した検査室が整備され、安全かつ迅速な検査体制が整備される。
- (3) 我が国への要請内容

【施設建設】技術検査部門（結核、マラリア、性感染症、細菌、寄生虫、シャーガス病/リーシュマニア病、細胞）、研修部門、管理部門（事務所、図書室、会議室、検体受付、倉庫、食堂、冷却室）等（延床面積1,700m²程度。要請書では地下1階地上2階。）

【機材】インキュベーター、オートクレーブ、安全キャビネット、遠心テーブル、冷

凍遠心機、インキュベーター、蒸留器、顕微鏡等

(4) 対象地域（サイト）： テグシガルパ市

(5) 関係官庁・機関

主管官庁・実施機関： 保健省保健サーベイランス局、中央検査室

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助内容

1) 技術協力プロジェクト

① 2003～2007 シャーガス病対策プロジェクト

② 2008～2011 シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2

③ 2012～2014 シャーガス病対策アドバイザー

④ 2013～2018 「国家保健モデル」に基づくプライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト

2) 無償資金協力

① 2004～2005 全国公衆衛生検査所機材整備計画

② 2014～2017 レンピラ県及びエルパライソ県母子保健医療サービス整備計画

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、本プロジェクトの必要性・妥当性を検討の上、無償資金協力案件として最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務はホンジュラス政府から要請のあった「健康監視中央検査室整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がホンジュラス側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針および留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

(2) バイオセーフティ基準

ホンジュラス国で適用されるバイオセーフティ基準を確認の上、国際的なバイオセーフティ基準に適合した施設・設備・機材計画を策定する。

(3) マスタープラン・BSL-3 実験室の整備について

中央検査室の今後の BSL-3 実験室整備計画等、将来計画を確認する。昨今の国際協調によるパンデミック対応能力強化の動きも鑑み、BSL-3 実験室整備計画がある場合は、BSL-3 実験室の維持管理能力やバイオセーフティガイドライン・マニュアルの有無、国内における類似施設の有無およびその維持管理状況、必要な技術支援を十分に検討し、JICA と十分に協議し

た上で、BSL-3 実験室整備を本計画に含めるか否かを検討する。BSL-3 実験室を整備しない場合においては、将来のホンジュラス側による建設予定地における BSL-3 実験室整備を考慮した設計を行う。

(4) 建築条件等

検査室の建設にあたり、近隣住民の合意取得の必要性や、建築条件の有無およびその内容について確認する。

(5) 施設・機材計画

1) 中央検査室の役割、現在の検査内容・件数およびその将来予測、組織・人員体制、予算・財務体制、技術水準、研修計画、設備の維持管理状況、既存機材の状況、要請機材の活用計画等を確認・精査した上で、適切な施設・設備・機材計画を策定する。また、病原体を取り扱うことから、排水系・廃棄物系・排気系等、本施設が周辺環境に与え得る影響について十分に検討・調査し、同影響を十分に考慮した計画を策定する。

2) 管理部門等、建設予定地に既に建設済みである HIV 及びウイルス部門の機能を踏まえた設計を行う。

3) 現地の自然条件・立地条件に十分配慮した施設計画とする。

4) 施設計画について、現段階では地下階を整備することは前提としない。

(6) 技術的支援

ホンジュラスにおけるバイオセーフティガイドライン・マニュアルの整備状況、中央検査室におけるバイオセーフティ基準の遵守状況、実験室の維持管理能力、検査技師の検査能力等を確認した上で、技術支援の必要性および本事業との相乗効果を発現できる支援案について検討し、適切な運営維持管理が行われるためのソフトコンポーネントやシニア海外ボランティアによる協力等について検討する。

(7) 過去の類似案件からの教訓の抽出

過去の類似案件（「ホンジュラス共和国公衆衛生検査所機材整備計画」、「ベトナム国国立衛生疫学研究所高度安全性検査室整備計画」、「インドネシア国鳥インフルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画」、「インドネシア国高病原性鳥インフルエンザおよび新興・再興感染症対策のための国立検査室強化計画」等）の効果の発現状況、施設・機材の利用・維持管理状況等について関連資料をレビューし、本調査にその教訓を反映させる。

(8) 設計・積算における参照マニュアル

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（補完編・別冊含む）に従うこととする。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(9) 報告書作成における参照マニュアル

報告書・提出物等の作成にあたっては、「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する）に従うこととする。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書および関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、

調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。
上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査実施方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

1) ホンジュラス保健セクター調査

要請の背景を明らかにするため、ホンジュラスの保健セクターの現状を調査する。保健セクター概況に加え、感染症の現況（ホンジュラス国内および中米域内含む）、感染症対策、ホンジュラスのサーベイランス体制とその課題、IHR の遵守状況と課題を確認・整理する。

2) 上位計画

ホンジュラスにおける上位計画と本計画の位置づけ、整合性を確認する。

3) 中央検査室の現状確認調査

中央検査室の役割（国内・域内含む）、検査内容、既存施設・設備・機材の状況、下位検査室とのレファラル体制等、現状と課題を整理する。また、同検査室の将来計画（マスタープラン）の有無およびその内容を確認する。

4) 類似施設の調査

ホンジュラス国内における BSL-3 実験室や空調管理を備えた感染症病棟等の有無、その維持管理状況を確認する。

5) バイオセーフティ基準・ガイドライン

ホンジュラスで適用されるバイオセーフティ基準を確認し、ホンジュラスにおけるバイオセーフティガイドライン・マニュアル等の整備状況、バイオセーフティに関する研修の有無等を確認する。

6) 他ドナーの支援内容

IHR 関連および感染症分野における他ドナーの援助動向を確認する。

7) 要請内容の確認

上記を踏まえ、要請内容を確認し、その背景、目的、内容、また、要請されている各コンポーネントの優先順位を確認する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である保健省及び中央検査室の組織・権限・人員構成、財政・予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

(5) サイト状況（自然条件等）調査

ア) 敷地内インフラの整備状況の確認（土地の確保状況・所有権、水道・電気等の引き込み状況、既存建造物の有無・配置状況、雨季の施工計画に与える影響の確認等を含む）

イ) 住民合意取得の必要性の確認

ウ) 自然条件調査の実施

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、施設建設予定地の自然条件調査（地形測量、地質・地盤調査）を実施する。同調査については、現地再委託にて実施することを認める。調査の仕様は別紙「自然条件調査仕様書（案）」

に示すとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。自然条件調査に係る経費については別見積として提出すること。

（6）環境社会配慮

ホンジュラス側の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本プロジェクトの実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

（7）調達事情調査

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、サブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

なお、現地業者をより活用する必要性が生じる場合に備え、下記調査を業務の内容に含むこととする。

・先方実施機関に対する聞き取り調査等をもとに、本プロジェクトで想定される規模の施設整備を受注して実施し得る現地企業を5～10件程度リストアップし、同業者に関し、過去3年間の売上、過去5年間の本事業と類似した工事の実績、大型トラック・給水車・コンクリートミキサー等の機材の保有状況、従業員数・構成等について情報収集を行う。先方実施機関等への聞き取り調査、可能であれば現地企業により施工された建築物の訪問調査を行い、リストアップした現地企業が本事業で想定される規模の公示を受注して実施できるキャパシティを有するかを総合的に確認する。

・対象国におけるコンサルタント・施工業者に係る登録制度、ランク・カテゴリー区分、対象国政府またはドナーによる同種の規模・内容の工事の入札参加資格に関し、情報収集を行う。

・対象国政府における公共調達の実施主体・手続決裁過程、入札工事から契約までの標準期間等について、対象国における法制度上の根拠を含め、情報収集を行う。

（8）治安

対象サイトの治安状況については、JICAホンジュラス事務所および日本大使館を始めとする関係者から情報を入手し、プロジェクト実施のための前提条件および安全対策の有無、実施上の留意点を確認する。

（9）プロジェクト内容の計画策定

1）現地調査結果概要の作成・説明

現地調査の結果を踏まえ、帰国後7日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

2）プロジェクト内容の計画策定（概略設計）

現地調査の帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネントの概略設計方針について関係者と協議を行う。帰国報告会及び設計・積算方針会議での議論も踏まえて必要な解析・検討を行い、概略設計概要書、概略事業費積算内訳書および機材仕様書（案）を作成する。

なお、積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としななければならない。積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表

を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。機材については入札に対応できる精度を確保する。

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。概略設計には最低限以下の項目を含めるものとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（施設計画/機材計画）

上記を踏まえ、事業内容の基本計画を検討する。

①施設計画

施設計画は、先方施設基準、国際基準に則ったバイオセーフティ基準、既存施設の活用状況、中央検査室の担う役割および検査内容/数の将来予測、研修計画、敷地（周辺環境、既存インフラ整備状況）等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。施設計画については複数の代替案を比較検討する。

②設備計画

設備計画は、先方設備基準、国際基準に則ったバイオセーフティ基準、既存施設の設備内容等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

③機材計画

要請された機材の必要性、既存施設における機材の活用状況および老朽化の具合、消耗品やメンテナンスサービスの入手可能性を含む維持管理の現実性等を検討し、適切な計画（仕様、個数等）を作成する。

3) 概略設計図

4) 施工計画/調達計画

- ・ 施工方針／調達方針
- ・ 施工上／調達上の留意事項
- ・ 施工区分（敷地造成、電気・上水道設備の引き込み等先方負担工事との区分）/調達・据付区分
- ・ 施工監理計画／調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 初期操作指導・運用指導計画
- ・ ソフトコンポーネント計画
ホンジュラスにおけるバイオセーフティガイドライン・マニュアルの整備状況や検査室の運営維持管理上の課題等を確認した上で、ソフトコンポーネントの必要性について検討し、計画を提案する。ソフトコンポーネントガイドライン（2010年版）を参照のこと。
- ・ 実施工程

(10) 相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項（既存建造物の撤去、建設作業のための仮設ヤードの確保や既存機材の移設、電気設備の引き込み、免税や各種建設許可の申請・取得、B/A・A/P発行等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの相手国政府機関によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく

調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(11) プロジェクトの運営・維持管理計画の確認

本事業に係る運営・維持管理計画（体制、要員、予算、スペアパーツや消耗品類の入手方法、施設・機材の維持管理計画等）について整理する。

(12) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- ① 実施時期
- ② 事業費（総事業費及び内訳）
- ③ 概略の仕様
- ④ 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- ⑤ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- ⑥ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

4) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。JICA が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ. 工事量変動にかかるリスク
- ウ. 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ. 治安状況にかかるリスク

(13) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、定量的効果と定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設

定し、プロジェクト完成3年後の目標値を設定する。

また、事業実施のための前提条件、外部条件を整理する。

(14) 安全対策

施工時の安全対策にあたっては、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針に留意するとともに、ホンジュラスの他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。

(15) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(16) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(17) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応等によるリスク軽減策を検討する。

(18) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者への説明・協議前に、本邦企業（OCAJI 等業界団体）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの調査結果を説明する。企業側から質問等が出た場合には JICA と対応を協議する。

(19) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(20) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）をホンジュラス政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(21) 準備調査報告書等の作成

ホンジュラス政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書（案）
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。なお、CD-Rの提出が求められてないものに関しても、提出時に電子データを合わせて提出する。

- 1) 業務計画書 : 和文3部
- 2) インセプション・レポート : 和文3部
西文12部（先方10部含む）
- 3) 現地調査結果概要 : 和文3部
- 4) 準備調査報告書（案） : 和文3部
西文12部（先方10部含む）
- 5) 概略事業費（無償）積算内訳書 : 和文2部
（※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む）
- 6) 機材仕様書（案） : 和文3部
西文4部（先方2部含む）
- 7) 概要資料 : 和文1部及びCD-R1枚
（※完成予想図を含む）
- 8) 準備調査報告書 : 和文（製本版）7部及びCD-R1枚
（※完成予想図を含む。） : 西文（製本版）16部及びCD-R3枚
: 和文（簡易製本版）2部及びCD-R1枚
- 9) デジタル画像集 : CD-R 2枚（デジタル画像40枚程度）
- 10) 進捗報告書（Project Monitoring Report）初版 : 西文3部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月）」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画（案）

2016年1月初旬より現地調査、2016年6月中旬に報告書（案）説明調査を実施することを想定する。2016年7月初旬までに概略事業費（無償）積算内訳書、概要資料、2016年8月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

項目	時期	2015年 12月	2016年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
(概略設計調査)										
事前準備		□								
現地調査(OD)			□							
国内解析				□	□	□	□	□		
概略設計ドラフト説明(DOD)								□		
国内整理									□	
概略設計 概要資料提出									△	
最終報告書提出										▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査期間：

全体：15.50 M/M

(2) 調査団員構成

ア. 業務主任／建築計画（2号）

イ. 検査室設計（3号）

ウ. 設備設計

エ. 施工計画/積算

オ. 機材計画（3号）

カ. 機材調達計画/積算

キ. 通訳（西語）

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

(3) 現地調査（第1回）：ア～キ

(4) 現地調査（第2回）：ア、オ、キ

(5) 本調査には通訳（西語）の配置を認める。ただし、経費は直接費のみとする。

3. 配布資料／貸与資料

・要請書（西文・和文）

4. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 現地調査

1) 団員構成：

総括（JICA）

技術参与／実験室整備計画（国立感染症研究所）（予定）

計画管理（JICA）

2) 調査行程：約13日間

3) 調査目的：

本プロジェクト内容の大枠および調査実施方法について先方実施機関と合意し、こ

れを協議議事録に取りまとめる。

(2) 報告書案説明調査

1) 団員構成：

総括（JICA）

計画管理（JICA）

2) 調査行程：約10日間

3) 調査目的：

準備調査報告書（案）について、先方実施機関の基本的な同意を得、これを協議議事録に取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

(1) 地形測量

(2) 地盤・地質調査

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-5および様式-6を準用した表を添付する。

(2) 業務主任のJICA総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、JICA総括団員滞在期間中原則としてJICA総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAホンジュラス事務所、在ホンジュラス日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

(5) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口ま

たは JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

ホンジュラス国「健康監視中央検査室整備計画」準備調査にかかる
自然条件調査仕様書(案)

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

(2) 地盤・地質調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：ボーリング(2カ所×20m程度を想定)等

以上

